

△三度び金山の労働者諸君に訴ふ

金山の労働者諸君。吾々は金山の労働者の幸福のため
に金山の労働者の利益のために、あの要求書を鉱業所
に送らせておるのであります。あの要求が通ることによ
り、金山の労働者の利益となり、幸福と成るのであります。
然るに、礦業所は何んとして、吾々の正しい要求を「ク
ツブソウ」として、あらゆる手段をもつて、吾々を「壓迫」
「迫害」して吾々を困窮に陥れやうとしておるのであります。
連日に亘つて各部落で「クツブソウ」を引かせ、吾々の品物をや
つたり、臨時に入坑歩合を附けたりして労働者を誘
惑して居ります。けれども、かような「クツブソウ」や「歩合」
は、鉱業所の「苦いマジレ」の「一時的」の「ゴマカシ」策でありませぬ。
労働者がこんな「一時的」の「ゴマカシ」策に乗って誘惑に應
じやうものふらふら、まのには、骨髄まで「ジャブリ」取りれて
しまつて居ます。労働者の「ほんとう」の利益を守り、幸福を増
進させるものは、労働組合をおいて外にはありません。
二、金山の労働者諸君。諸君が若主人と同じく、血を流して
あり、布して自己の將來の利益幸福を希ふおは、是非共に
この際、吾々の「筆」を「筆」に「行」動をとつて、礦業所を「吾々」
の要求を「水」の「り」の「や」に「か」か「し」て「下」さい。
諸君。礦業所のおまの「誘惑」である。一日の利益のために一年
の幸福を失ふ。一時の安きことを望んで、永い將來の利益を失ふ。
諸君を幸福の樂園に導くのも、諸君を困窮のドン底に
追込込むのも、今この際に於ける諸君の決断一つにあるのだ
諸君。是非、慎重に熟考して決断せられよ。

大正十四年十一月十九日

新金山労働者議團
日本鉱山組合別子金山支部